

通院費を補助

所得税非課税世帯の60歳以上の方が、バスを利用して通院した場合、利用料の1/2を補助します。

補助回数 月4回以内
補助範囲 小田原駅、御殿場駅、沼津駅までの範囲
対象となる方には町から通知します。

(担当は、長寿介護課)

養護老人ホームの入所

経済的理由、心身、家族の状況により、在宅で生活することができない方に、養護老人ホームへの入所手続きを行います。

(担当は、長寿介護課)

訪問理髪サービスを実施

在宅の寝たきり老人等へ業者を派遣し、理髪を行います。

対象者 在宅のおおむね65歳以上の方で、老衰、心身の障害、傷病等の理由により臥床の状態にある方、特に必要と認められる方
内容 対象者宅を訪問して、理髪サービスを実施します。
利用料 1回1500円(住民税非課税世帯等は750円)

(担当は、長寿介護課)

ヘルパー資格取得を応援

在宅で介護が必要な状態となっている高齢者等の家族の方などが、ヘルパー資格を取得する際の費用の一部を補助します。

対象者 現在、在宅で介護している方や、以前に介護していた経験のある人
対象講座 2級・3級ヘルパー研修
対象経費 受講料
補助金額 一件あたり3万円を上限とします。

(担当は、長寿介護課)

白内障手術による矯正眼鏡料などの助成

人工水晶体の挿入を伴わない白内障手術によって必要となる矯正眼鏡またはコンタクトレンズを購入した場合、その費用の一部を補助します。

対象者 65歳以上の方
助成限度額
矯正眼鏡 3万5千円
コンタクトレンズ 2万3千円(一眼)

(担当は、長寿介護課)

緊急通報用電話機を貸与

高齢者の緊急時における不安を解消するため、緊急用の電話機を無料で貸し出します。

自動車運転訓練・免許取得費用の助成

下肢などに障害のある方が、自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。

(担当は、健康福祉課)

重度心身障害者住宅設備改良費を補助

重度の身体障害者や知的障害者の方のために、玄関・浴室・便所などを改良する場合、経費の一部を補助します。

補助額 世帯の所得状況により異なります。
限度額 40万円
(担当は、健康福祉課)

身体障害者更生医療給付

身体障害者の方が、障害の程度軽減、除去のために必要な医療を受ける場合、その医療費を助成します。

(担当は、健康福祉課)

在宅重度心身障害者に日常生活用具を給付

在宅の重度心身障害児者の方の日常生活の利便を図るため、浴槽、便器、盲人用時計、点字図書などの日常生活用具を給付します。

なお、障害内容によって給付品が異なります。
費用 所得に応じて費用負担があります。

(担当は、健康福祉課)

身体障害者手帳の診断書料を補助

身体障害者手帳の交付申請や障害の等級変更をするときは、指定医師の診断書が必要となりますが、障害のある方の負担を軽減するため、診断書料を全額補助します。

この補助を受けるためには、申請が必要ですので、申請書に診断書の支払領収書を添付してください。

(担当は、健康福祉課)

身体障害者手帳 居宅診断の実施

重度身体障害者の方が、身体障害者手帳を申請するために必要な診断書を作成するときや、在宅での医療相談が必要となき

対象者 65歳以上の単身の高齢者、もしくは高齢者のみの世帯で、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方。または特に必要と認められる方。

(担当は、長寿介護課)

敬老行事を開催

本年も次の敬老行事を実施いたします。

- 老人福祉功労者の表彰
 - 敬老祝品の贈呈
 - 長寿夫妻への記念品贈呈
- なお、敬老会については、レイクアリーナ箱根で一堂に会しての開催を予定しています。
(担当は、やまなみ荘2・1211)



などに、指定医師が往診を行います。
費用 無料
(担当は、健康福祉課)

施設通所者の交通費を補助

知的障害者の方が、自立更生の目的で施設・地域作業所に通う場合、支払った交通費の全額を補助します。

(担当は、健康福祉課)

在宅児童地域訓練会

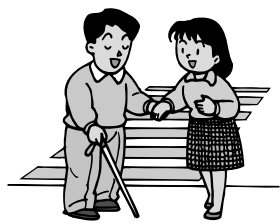
ことばや発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなど、悩んでいるお母さんやお子さんを対象に機能回復訓練や療育相談を行います。

開催日 月2回
場所 さくら館・小田原市社会福祉センターなど
(担当は、健康福祉課)

支援費制度

身体障害者、知的障害者、障害児の方へ在宅や施設でのサービスを提供します。
対象となるサービス
在宅サービス(身体障害者・知的障害者・障害児)
● 居宅介護
● デイサービス
● 短期入所 など

障害者のための福祉



身体障害者に補装具を交付(修理)

身体障害者の方が、日常生活や職業生活をするために必要な、車イス・義肢・補聴器、盲人用つえ・ストマ用装具(蓄尿袋・蓄便袋)・点字器などの補装具を交付(修理)します。

なお、法律で決められた、身体障害者の方の自己負担額を町が助成しますので費用の負担はありません。

(担当は、健康福祉課)

在宅重度障害者などに福祉タクシー利用補助

在宅重度障害者などの社会活動の促進と日常生活の利便を図るため、通院や日常生活でタクシーを利用する場合、運賃の一部を補助します。

(担当は、健康福祉課)

身体障害者の自動車改造費を助成

重度身体障害者の方が、就労などのために、自らが所有し運転する自動車の操作装置などを改造する場合、費用の一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳をもっている1級または2級の上肢・下肢・体躯に障害のある方
助成額 改造に要した費用(限度額10万円)
その他 一定以上の所得がある世帯は除きます。

(担当は、健康福祉課)

重度障害者医療制度

重度障害者の方が病院などで受診したときに支払う医療費の自己負担額を助成します。

対象者

- 身体障害者手帳1級または2級の方
- 療育手帳A1、A2または知能指数35以下の方
- 身体障害者手帳3級で知能指数50以下の方

(担当は、町民課)

身体障害者入浴サービス

在宅の重度身体障害者で、家庭での入浴が難しい方のご家庭を訪問し、簡易浴槽による入浴を実施します。

利用回数 おおむね月4回
利用料 世帯の所得に応じて負担があります。
利用を希望される方は、申請

赤十字社員増強月間

5月は、赤十字社員増強月間です。
赤十字は、人道・博愛・平和を目標に、世界の国々と手を結び、人類の幸せと世界平和のために、活動を続けている奉仕団体です。
この活動の経費は、ほとんどが赤十字社員の方に納めていただく社資によってまかなわれています。
一人でも多くの方にこの活動を理解していただき、赤十字社員として加入してください。ようお願いします。
(担当は、健康福祉課)